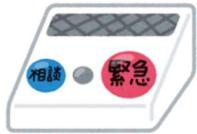


# ○ 清水町の主な在宅福祉サービス ○



※利用希望の方は保健福祉課 在宅支援係（69-2233）まで

項目	内容	主な対象者	費用
<b>給食サービス</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●週3回（月、水、金）の夕食時に、弁当を宅配します。</li> <li>●併せて安否確認も行います。</li> <li>●週1回からの利用もできます。</li> <li>●特別食（塩分制限、たんぱく制限等）の対応はできません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おおむね 65 歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方</li> <li>●身体障がい者であって、心身の障がい及び傷病等の理由により調理が困難な方</li> </ul>	1食 500円
<b>移送サービス</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●送迎車両により、週1回程度、医療機関への通院等の移動支援をします。</li> <li>●入院中で他の医療機関での受診や検査の必要時、入退院と入院中の外泊及び外出の移動支援も対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おおむね 65 歳以上の虚弱又は寝たきりなど移動が困難な高齢の方</li> <li>●重度身体障がい者で、外出が困難な方</li> </ul> <p>※車椅子による移動の方が対象です。</p>	無料
<b>除雪サービス</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請により、あらかじめ登録された世帯について、11月から翌年3月の間に、おおむね 10cm 以上の降雪があった場合に除雪を実施します。</li> <li>●気象状況により、翌日に実施となる場合もあります。</li> <li>●農村地域は、町の除雪に合わせて実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おおむね 65 歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、虚弱又は身体的理由により除雪が困難な世帯</li> <li>●重度身体障がい者世帯で除雪が困難な世帯</li> </ul> <p>※同地域に親族が居住している場合は、利用対象外となる場合があります。</p>	無料
<b>高齢者等見守り安心事業</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話（週3回）と訪問（月1回）による安否確認を町内事業所の業務委託により行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●70 歳以上の者で構成されている世帯に属する方</li> <li>●身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けた方で独居世帯の方</li> <li>●70 歳以上の方及び身体障がい者で構成される世帯の方</li> </ul>	無料
<b>高齢者等短期入所事業</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護している家族等が旅行や冠婚葬祭等の用事又は介護疲れなどの特別な事由により、居宅における介護が困難になった場合に、一時的な短期入所を支援する事業です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護・要支援認定で非該当と判定された方</li> <li>●重度身体障がい者で介護を必要とする方</li> </ul> <p>※介護保険によるサービス費等の支給限度額を超えた場合にも適用される場合があります。</p>	日額 2,400円

項目	内容	主な対象者	費用
緊急通報機器 設置事業  	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時に消防119へボタン1つで通報できる緊急通報機器・ペンダントを貸し出します。</li> <li>● 自宅に固定電話が設置されていることが条件です。また、協力員の確保が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 70歳以上の方で構成されている世帯の方</li> <li>● 重度身体障がい者で独居の方</li> <li>● 70歳以上の者及び重度身体障がい者で構成されている世帯の方</li> </ul>	無料
高齢者 タクシー乗車券 助成事業  	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年額 18,000 円(月額 1,500 円)のタクシー運賃を助成します。</li> <li>● 申請月から助成対象となります。</li> <li>● 町内のタクシー会社のみ利用可能です。</li> <li>● ご本人または同居の親族等が利用できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護・要支援認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業の対象者、運転免許証自主返納者、運転免許失効者</li> </ul> <p>※特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム入所者及び清水町重度身体障がい者タクシー乗車券助成対象者は対象外です。</p>	無料

### < 要介護3以上の方のみ該当 >

項目	内容	主な対象者	費用
高齢者介護用品 購入費助成事業  	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護用品の紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを対象に月額 6,500 円を助成します。</li> <li>● 申請月から助成対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護3～5の介護認定を受けている方を<u>現に自宅で介護している方</u></li> </ul>	無料